

仙台市天文台市民観測員及び公募観測活動に関する規約

2015年5月11日

【目的】

- 1 本規約は、仙台市天文台（以下「天文台」という。）の市民観測員及び公募による共同観測提案認定者（以下「観測者」という。）が、天文台の望遠鏡機材及び諸室等（以下「望遠鏡機材等」という。）を使用し観測活動を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

【市民観測員の定義】

- 2 市民観測員とは、ひとみ望遠鏡の操作方法について天文台職員と同等の技術を習得し、天文台の望遠鏡活用指針に基づいた観測ができる市民（仙台市内に在住、または通勤、通学している者をいう）とする。市民観測員は、市民観測員の認定を希望する市民からの観測提案を受け、天文台が審査を行い、認定するものとする。市民観測員に認定された者は、提案した観測テーマに関して、単独で観測活動を行うことができるものとする。

【使用できる望遠鏡機材】

- 3 観測者が観測時に使用できる望遠鏡機材は、次のとおりとする。
 - (1) ひとみ望遠鏡
 - (2) ひとみ望遠鏡に装着している可視域撮像冷却 CCD カメラ
 - (3) ひとみ望遠鏡に装着している可視域中分散分光器
 - (4) 上記(1)から(3)の操作に必要な制御機器端末一式
 - (5) 上記(4)にインストールされたソフトウェア

【使用できる諸室等の範囲】

- 4 観測者が観測時に使用できる諸室等は、次のとおりとする。
 - (1) ひとみ望遠鏡観測室
 - (2) ひとみ望遠鏡制御室
 - (3) 3階トイレ
 - (4) 3階給湯室
 - (5) 上記(1)から(4)までの諸室に移動する際に使用する廊下等

【望遠鏡機材等の使用】

- 5 観測者は、観測提案書に記載し、許可を受けた目的以外に望遠鏡機材等を使用してはならない。
- 6 観測者が使用できる望遠鏡機材は、観測提案書に記載し、使用を許可された望遠鏡機材に限る。
- 7 観測者は、許可を受けた観測者以外の者に望遠鏡機材等を使用させてはならない。
- 8 観測者は、第3項の(4)に規定する制御機器端末にソフトウェアをインストールしてはならない。
- 9 観測者は、第3項の(4)に規定する制御機器端末の設定を変更してはならない。
- 10 観測者が望遠鏡機材等を使用できるのは、観測のために許可を受けた時間内とする。
- 11 観測者は、観測内容を所定の様式に記録するとともに、観測を終了したのち、速やかに天文台に提出しなければならない。

12 第4項に規定する諸室等の使用にあたっては、室内及び備品に汚損等のないようにし、退室時に観測者が原状に復するものとする。

【私物機器等の持ち込み禁止】

13 観測者は、自ら所有する観測関連機器等を天文台内に持ち込んで使用してはならない。

【施設入退館手順】

14 共同観測提案認定者が観測活動を行う場合、指定された方法で事前に到着時刻を天文台職員に伝えるものとし、天文台職員の立会いの下で入退館しなければならない。

15 市民観測員は、観測のために天文台に入館する場合、指定された方法により開錠及び警備機器の操作を行い入館しなければならない。観測終了後退館する場合においても、確実に警備機器の復旧及び施錠を行わなければならない。

16 市民観測員は、天文台に入退館し、警備機器の操作を行ったときは、直ちに指定された方法により警備会社に連絡しなければならない。

17 市民観測員は、警備機器の誤操作等が発生した場合は、直ちに警備会社に連絡し、その指示に従うとともに、天文台担当者に速やかに連絡しなければならない。

【不具合発生時の対応】

18 観測者が望遠鏡機材を使用中に不具合が発生したときは、次に掲げる事項について、指定された方法により速やかに対応しなければならない。

- (1) 望遠鏡機材の損害拡大の防止
- (2) 不具合の復旧
- (3) 天文台への報告

【観測データの取扱い】

19 観測者が天文台の望遠鏡機材で取得した観測データは、観測者及び仙台市が著作権を有し、仙台市及び天文台が教育や市民へのサービス提供を目的として利用する場合は、観測者の個別の承諾無く、当該著作物を無償で利用することができるものとする。

20 観測者は、仙台市の承諾なく、次の各号に掲げる行為を行うことができないものとする。

- (1) 観測データにかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること
- (2) 著作物に観測者の実名又は変名を表示すること

21 観測者は、望遠鏡機材で取得した観測データの使用にあたって、次の基準に従わなければならない。

使用方法	使用の可否
私的かつ著作権を失わない範囲で利用する。	可
私的だが、著作権を失う可能性のある利用をする。	不可
研究目的で利用する。	可
営利を目的として利用する。	不可

22 観測者が、前項に従って観測データを使用、または観測結果を公表する場合、当該データが天文台の観測機材で得られたものであることを明示するとともに、あらかじめ天文台の承諾を得なければならない。

【その他】

23 この規約に関し疑義が生じた事項及びこの規約に定めのない事項は、必要に応じて仙台市天文台及び観測者の双方が協議の上定めるものとする。